

「“協働”の考え方・進め方」

～みんなで未来を創るまちを目指して～

現在、茅ヶ崎市では“協働”でのまちづくりをより一層推進するための考え方を整理しています。

本資料は“協働”の考え方や進め方についての、市の考え方をまとめたものです。

もくじ

1. 協働に関する基本的な考え方・・・・・・・・1
2. 協働の進め方・・・・・・・・・・・・・・5
3. 協働を推進するために・・・・・・・・・・・・7

1 協働に関する基本的な考え方

1. 協働の定義

「協働とは、市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。」

茅ヶ崎市市民活動推進条例第2条で「協働とは、市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。」と規定されており、協働は、それ自体が目的ではなく、目的を達成するための取組手法の一つです。

さらに、自治基本条例第26条第1項で、「市民と市の協働」について、地域の課題を解決するための手法として協働を位置付け、適切な役割分担、互いの自主性の尊重、対等の立場での連携協力など協働における当事者間の基本的な考え方を規定しています。

このように、協働は、複数の異なる主体が様々な形で関わることで得られる相乗効果を期待して実施されることから、特定の側に一方的な負担を強いることのないよう、明確なルールを定めて取組ことが重要です。

なお、本ガイドラインでは「市民活動団体等^{*}と市との協働」についての考え方を示しています。

※市民活動団体等：市民活動を行うものを示し、市民や事業者を含みます。また、団体として組織的に市民活動を行うものを「市民活動団体」としています。（市民活動団体も「市民活動を行うもの」に含まれます）。

2. 協働の意義

(1) 市民ニーズに応じた公共サービスの提供

市民ニーズを的確に捉えた市民活動団体等と協働することで、市だけでは気付くことが出来ない公共サービスの提供につなげることができます。

(2) 公共サービスの質の向上

それぞれの主体のもつ柔軟性や迅速性、専門性などの特性と行政がもつ情報や組織を活用することにより、より質の高い公共サービスを展開することが可能となります。

(3) 自立型地域社会の構築

地域社会で様々な形の協働が展開されていくことにより、地域が主体的に課題解決に取り組む自立型地域社会の形成が図られます。

3.協働の領域

協働の領域は、市民サービスの拡充や質の向上だけでなく、市民活動団体等ならではの特性（当事者性や専門性、ネットワークなど）やコミュニティの形成といった、行政とは異なる価値観を生かせる活動範囲とします。

4.協働のルール（協働の原則）

市民活動推進条例第9条では、市民活動団体等と市が協働して事業を行う場合の基本的なルールについて協働の原則として次のとおり規定しています。

(1) 目的の共有

協働による課題解決を共通の目的として互いに十分理解し合うことです。様々な社会的課題や市民ニーズに対応した公共サービスを協働により提供していく上で、その目的を各実施主体が認識し、連携・協力して取り組まなければなりません。

(2) 対等性の確保と相互理解

市民活動団体等の特性を生かすためには、市民活動団体等と市は対等な立場で、各々の自由な意思に基づいて協働による事業を実施することが必要です。また、それぞれが互いの特性や立場を理解し尊重しなければなりません。市民活動団体等と市は、判断方法や行動規範が異なる部分も多く、協働による事業を円滑に進めるには、互いの長所、短所を含めてコミュニケーションを取りながら相互を理解し、信頼関係を構築することが不可欠です。

(3) 自主性及び自立性の尊重

市は、先駆性、専門性など、市民活動の持つ特性が生かせるよう自主性を尊重します。また、市民活動団体等の自立性を尊重し、適切な役割分担により協働事業を実施します。

(4) 内容、過程及び結果の公開

市民活動団体等と市の関係、協働の過程などを公開し、協働事業の透明性、公開性を確保します。協働して事業を行う時は、その内容が当事者間だけでなく広く市民に公開されていなければなりません。

5.協働によって市民活動団体等にもたらされる効果

協働によるまちづくりを推進することで、市民活動団体等に次のような効果が期待できます。

協働によってもたらされる効果

市民	社会貢献や自己表現の意欲を生かす機会の拡大、 自治意識の高揚、
市民活動団体	公共サービスの新たな担い手としての成長、 社会的理解・評価の高まり、 組織、財政基盤の強化
事業者	社会貢献の意欲を生かす機会の拡大、 社会的理解・評価の高まり

6.協働の実施形態

協働事業は、事業の目的や性格、期待する効果、協働する相手方の特性などによって、選択できる実施形態が変わるため、これらを検討して適切なものを選択します。

(1) 委託（協働委託）

市民活動団体等に対して、事業を委託する協働形態です。（単に経費削減のみを目的とした業務請負型の委託事業については協働となるわけではありません。）

協働の実施形態としての委託では、受託者となる市民活動団体等の提案・企画を仕様書に取り入れ、事業の実施過程において協議の場を設定するなど、相互の意思疎通を図るとともに市民活動団体等の特性を十分に生かす形で実施します。

(2) 指定管理者（市民活動団体や地域組織が指定管理者となっている場合）

地域集会施設などの設置目的を効果的に達成するため、地域住民が多く参加している地域組織や市民活動団体の施設と関りが深い者を指定管理者として施設の管理運営を委ねる協働形態です。指定管理者の特性を生かしたソフト事業の実施などで特に効果が期待されます。（指定管理者制度を導入する全ての施設が協働となるわけではありません。）

(3) 事業協力

実行委員会や共催以外の形態で、市民活動団体等と市との間で、経費負担、役割分担、責任など、お互いの得意分野を出し合い協力していくものです。それぞれの特性を生かす役割分担を取り決めた協定書等により、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態です。

なお、情報や活動場所の提供などの協力関係も事業協力に含みます。

※アダプト・プログラム（里親制度）

道路、河川、公園などを、地域に密着した市民活動団体等が「里親」のように管理するアダプト・プログラムも事業協力に含むものとします。アダプト・プログラムによる事業では、市は必要に応じて、物品の貸与、損害保険の負担、活動の広報等を行います。地域住民自らが取り組むことにより、地域のことは地域が行う、という自治意識が高まり、周囲の市民への波及効果も期待できます。

(4) 実行委員会

市民活動団体等と市とで構成された実行委員会が主催者となって、事業を行う協働形態です。企画段階から十分に協議し、経費負担や役割分担を明確にし、それぞれの専門性を生かすことで、単独で主催するよりも内容の充実などが図られます。

(5) 共催（実施主体となる組織は複数）

市民活動団体等と市が主催者となって共同で一つの事業を行う協働形態です。共催することで、自由な発想や市民活動団体等が持つネットワークを生かすことができ、単独で主催するよりも内容の充実が図られます。

(6) 補助

市民活動団体等が主体的に行う公益性の高い事業に対し、その事業を支援、育成するために、補助金を交付する協働形態です。

(7) 後援

市民活動団体等が主催する事業に対して、その趣旨に賛同し、開催を援助する協働形態です。人的・金銭的な支援は伴いませんが、後援により社会的信頼を得られることで、効果的な事業展開につなげることができます。

なお、協働の実施形態や実施事業の内容などにより、市民活動団体等の主体性と行政の関わりりの大小が変化してきます。

協働の実施形態と行政の関わりりのイメージ

市民活動 単独の領域	協働の領域			行政活動 単独の領域
	補助 後援	事業協力 実行委員会 共催	委託(協働委託) 指定管理者	
	行政の関わり (小)	行政の関わり (小～大)	行政の関わり (大)	

2 協働の進め方

実際に協働を進めていく際には「協働のルール」などを踏まえるとともに、事業目的や内容に合わせて、適切な実施形態で実施します。なお、行政の関わりが大きい実施形態では、特に次の事項に留意しながら、取組を進めます。

1.協働の対象とする事業

協働で実施する事業は、市民活動団体等が関わることにより、従来の実施手法よりも市民サービスの拡充や質の向上が期待できる事業や市民生活に直接的な関わりがあり、市民活動団体等の専門性や当事者性などの特性を生かすことで効果的に実施できる事業でなければなりません。

したがって、これ以外の事業や単に経費削減のみを目的とした事業については、協働型の委託ではなく業務請負型の委託なども含めて別に検討します。

2.協働のパートナーの選定

協働を実施するにあたって、事業の特殊性などから事業を実施できる市民活動団体等が1者しかいない場合などを除き、より質の高い事業を実施できるパートナーを選定するプロポーザル方式などにより相手方を選考するなど、公正性、透明性を確保していく必要があります。

このため、次のような視点をベースに選定を行います。

協働のパートナー選定の視点

1. 事業の遂行が可能であるか。
 2. 事業内容に応じた活動実績があるか。
 3. 事業を実施できるだけの組織体制となっているか。
 4. 事業の目的を共有し、協力体制がとれるか。
 5. 市民活動団体等のミッションが事業目的に合っているか。
 6. その他、事業内容に応じた基準は満たしているか。
-

3.協働の実施にあたって

(1)協働で事業を実施する際の留意点

- ・事前に役割分担などについて十分な協議を行う。
- ・合意事項は文書化する。
- ・事業実施中においても定期的に両者で協議する場を設け、適正な事業実施が確保できるよう努める。
- ・市民活動推進条例第9条の「協働の原則」を尊重する。

(2)合意形成

協働事業を効果的に実施するため、事業実施にあたっての役割分担などについて、市民活動団体等と市が対等な立場で十分に話し合い合意形成を図ります。協議の結果は、協定書、委託契約書などの文書として作成し、各実施主体が合意の上で、事業を

開始します。なお、事前の合意形成が必要と考えられる事項としては、次のようなものがあります。

- ・事業目的の共有
- ・役割分担
- ・責任分担
- ・経費負担
- ・事業期間及びスケジュール
- ・成果物の仕様と帰属
- ・協議機会の確保
- ・事業の途中での変更及び対処方法
- ・その他（守秘義務、危機管理など）

(3)協働の成果

成果は原則として、市民活動団体等と市で共有し、各実施主体が公益的な目的のために利用できるものとし、市民活動団体等と市の合意のもとで、協定書などの文書に明記します。なお、事業の性格、実施方法、その他の理由により、成果を共有できない場合についても協定書などの文書にその旨を明記する必要があります。

4.事業の評価

協働で実施した事業についても、他の公共事業と同様に事業を評価する必要がありますが、協働で実施した事業については、協働プロセスの評価を加えることによって、評価結果を協働の推進に活用します。なお、事業内容によっては、市民活動団体等と市の協議により、市民（受益者）による評価を取り入れます。協働プロセスの評価としては、次のようなものがあります。

- ・目的の共有（目的を共通認識した上で、協調できたか。）
- ・役割分担（役割分担は適切に行われたか。）
- ・相互理解（相手の立場を尊重し、対等な立場で十分な意思疎通が図れたか。）
- ・自主性、自立性（市民活動団体等の自立性を損なわずに事業が行われたか。）
- ・透明性、公開性（事業企画の公募、市民活動団体等の選定、事業結果に関する情報発信は適切に行われたか。）
- ・相乗効果（各実施主体が単独で行う場合に比べ、高い効果が得られたか。）

3 協働を推進するために

協働を推進するためには、市民活動団体等だけでなく、市職員も協働のルールや意義を理解することなどが重要です。協働を推進するために、関係する主体が実施する事項は次のようなものがあります。

1.市

(1)各課

多様な主体による協働が市民サービスの拡充や質の向上に寄与する可能性があることを意識し、協働の意義や必要性などを十分に理解し、積極的に協働を推進します。

特に事業手法の見直しによる協働の可能性の検討や市民活動団体等との交流による市民ニーズの把握などの情報収集に努めます。

(2) 市民参加協働調整会議

各部局の庶務担当課の職員で構成され、組織横断的に協働事業の検討や課題の整理などを行い、協働事業の充実と円滑な実施を図ります。

(3) 市民自治推進課

職員が協働の意義や必要性などを十分に理解するよう、庁内会議を活用した周知や職員研修による意識向上などに取組みます。

また、市民活動団体等の活動テーマや行政が解決に向けて動き出した課題などの情報を収集し、収集した情報を広く共有することで協働に向けたマッチングなどにつなげます。

さらに、主体間の交流の場の設定や事業担当課との調整、適切な協働手法を選択するためのアドバイス、協働実施中の伴走支援など、協働の推進に向けたコーディネートや多様な主体間の協働の連携・促進に努めます。

2.茅ヶ崎市民活動サポートセンター

茅ヶ崎市民活動サポートセンターは、市民活動を支援するための施設です。

市民活動団体等からの相談対応や活動支援、イベントなどを実施する中で、協働に関する情報提供や市との連絡調整を行います。また、市が実施する協働に関する施策への支援などを行い、協働を推進します。

3.市民活動推進委員会

市の附属機関である市民活動推進委員会では、協働を含めた市民活動の推進のため、市民活動の推進に関する制度の改善や財政的支援に関する事項などについて幅広く審議しています。審議内容を踏まえて、茅ヶ崎市民活動サポートセンターや市は様々な取組を推進しています。

なお、市民活動推進委員会は、市民委員や市民活動団体等の代表、事業者の代表、学識経験者で構成されています。